

令和7年第7回農業委員会総会議事録

- 1 開会日時 令和7年7月25日（金）午前 9時00分
- 2 閉会日時 令和7年7月25日（金）午前 9時20分
- 3 場所 小国町役場 4階 大会議室
- 4 出席した委員
1番 安部 茂 5番 小嶋 剛
2番 大谷 健人 6番 金 敦子
3番 横山 隆藏 7番 山口 満
4番 舟山 孝夫
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 事務局長 伊藤哲史
事務局次長 大谷愛子
書記 安部佳奈
- 7 欠席した職員 なし

8 付 議 案 件

議第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
(所有権移転)

報第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議長 皆様、おはようございます。
本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和7年第7回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名にお願いいたします。

議長 それでは、議第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します
議第14号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

申請地につきましては、お手元にお配りしている資料の1～2ページでご確認ください。なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4番委員 議第14号について7月18日に早朝6時からでしたけれども、この代理人が■■行政書士でしたので、■さんと■■■■さん両方が■■行政書士に委任されております。立ち合いとして■■■さんにも、面積が大きいということと、今後どういう農地の地域経営をしていくのかというようなことを聞かなければいけないなということで、立ち合いを求めております。状況によってはこの■■■■さん、もともと■■の方で■■■さんの隣で生活をしていたと。ただ、もうだいぶ前に■■■に移られて、今は誰も住んでいない。その農地が15,000m²余り残っていると。その現状にあっては大方わらび。わらびを植栽していくその管理を■■■さんがお願いされていたというふうなこと。なんとか頼むと

いうふうなお話が■■さんから■さんにきて、■さんもまず渋々というか。今、小国が抱えている非常に典型的なモデルだと思います。ここで、何が問題になるか。何も問題はございません。というふうなことなんですけども、■■■さんが約80歳というふうなご高齢の中で、今後この自分の農地8,000m²。あとプラス今回の15,000m²をどんな風に利活用をしていくんだかという風なことを聞きました。けれども、現状を維持というようなことでした。今のまんまでわらびのところはわらび、あと■■■■■■■もあるようです。そば。■■■■■■■のところは■■■■■■■というふうなところと、あとは畠地化申請しているところもあるというふうなことなので、補助金の部分は、我々はあんまり関与してないで当人同士というふうなことになろうかと思います。そんな状況でちょっと考えたのは、ご高齢だからもう10年できるかとなってくると厳しい。■さんの後継者もいない。しかし、当面■さんに管理をしていただいていた方が耕作放棄地にはなりにくい、原野にもなりにくいというふうなことで。先の先を考えればというふうなことはありますが、まず現状で、というふうなことなのでご高齢すくても、頑張っていただいて。もう10年間ぐらい現状でというふうなお話で、室長にも同行いただきましたけども、特別何もというふうなことで、問題ないのでないかというふうな調査結果でございます。以上です。

議長 ありがとうございました。ご質問がありましたらご発言をお願いします。

議長 ございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第14号について、申請どおり、許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第14号について、申請どおり許可することにいたします。

議長 次に、議第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。

議第15号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

申請地につきましては、お手元に配布している資料の3～4ページでご確認ください。当該地は農振農用地区域外でございます。周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。譲受者は事業を営んでおり、転用地のすべてを駐車場として利用する予定となっております。なお、農地法第5条第2項に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4番委員 議第15号について、この案件も委任をされておりまして、■■行政書士が■■■さんと■■■■■さんから委任を受けて行政事務をやっておりましたので、立ち会いは■■行政書士さんと事務局の室長と私と塚原推進委員で現地を調査、確認しております。概要にあっては、今の事務局説明のとおりですが、■■■さんが、ここに図面がありますけれども、■■■■■■■これ424m²ですけれども、その北の方に■■と書いてありますが、これ■■■■■さんの住宅でして、この住宅とその脇にある車庫を今回高規格道路の関係で自分の増岡のところがかかったので、こちらに移ってくるというふうなことでございます。事業を営んでおりますので、ちょっと駐車場が狭いという風なことで、この申請地■■■■■を駐車場として用途を変更して使用したいというふうなことで、隣接するところ等々にも何も大きな問題がないと、推進委員とともに判断しましたので、許可相当というふうなことでございます。

議長 議第15号について、ご質問、ご意見などございましたらご発言をお願いいたします。

議長 ございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第15号について、許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第15号について、許可相当と意見を付し

て知事に進達する事に決定いたします。

議長 次に、議第16号「非農地証明願に対する決定について」を上程いたします。
議第16号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

申請地につきましては、お手元にお配りしている資料の5～6ページでご確認ください。なお、7ページに現況写真を載せておりますので、あわせてご確認いただき、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いいたします。

6番委員 6番委員の金敦子です。この度の非農地証明願いに伴う現地調査並びに聞き取り調査について報告をいたします。7月16日の水曜日、午前9時30分より■■■■■■■に関係者が集合しまして、現地調査に向かいました。申請者である土地所有者の■■■■■さん。調査委員は、小嶋委員、井上推進委員、それと私と事務局からは大谷室長にご同行をいただきました。申請地は、お手元の資料の5ページの図面のとおり、■■■■■■■より■■■■■に入り、50メートル進んだところの地点から山の中に入り、3、40メートルほどの場所にございました。■■さんは、この土地については、祖父の時代に近所の方から畑にするために買ったのだが、一度も作付けしたことがなく、そのまま耕作放棄地になっていたようだと■■さんのお父さんから聞いていたようです。また、ご自身の記憶でも、この土地に何かを作付け又は栽培していたということはないということで、ずっとそのまま放棄地の状態になっていたとなっていたかと思われます。家族のものもこれから畑として利用する意思はないと言っておられまして、またあの現地の状況につきましては同じく資料の7ページの写真がございますが、こちらの写真のとおり、杉の大木などが林立しております、もうあの森林と一体化しておるというような状態でございました。人が歩くような道もなく、これから機械を入れて畑として整理し、作付けをするのは不可能と見受けられました。以上現地調査並びに聞き取り調査の結果から申請地につきましては、非農地として証明することにいたしかたないのではないかと委員とともに判断いたしました。以上報告をいたしますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 はい。ありがとうございました。

ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

議長 ございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第16号について、申請どおり非農地と決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので、議第16号について、申請どおり非農地と決定することといたします。

議長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第7回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は大変ご苦労様でした。

(午前 9時20分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和7年7月25日

議長

署名委員

署名委員